

No. 5

制 度 名	原子力地域振興事業費補助	主管課名	政策調整課 調整 G		
		問合せ先	029-301-2030		
目的・趣旨	原子力事業所周辺における原子力災害に関する住民の安全・安心に資する事業等を促進し、もって地域振興及び地域住民の福祉の向上を図るため、関係市町村に対して補助金を交付する。				
<p>[対象団体] 市町村（水戸市，日立市，常陸太田市，高萩市，笠間市，ひたちなか市，常陸大宮市，那珂市，鉾田市，茨城町，大洗町，城里町，東海村，太子町）</p> <p>[対象事業] (1) 原子力災害に関する住民の安全・安心に資する事業 (2) その他知事が特に必要と認める事業</p> <p>[補助要件等] 事業主体は市町村であること。</p> <p>[対象経費] 対象事業の実施に要する経費（工事費，維持運営費 等）</p> <p>[補助限度額等] 核燃料等取扱税に係る前年度税込実績額の 23%以内</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
交付対象市町村		—	10/10	—	—
[2 年度当初予算額] 283,279 千円		[2 年度補助対象団体] 水戸市外 13 市町村			
<p>[備考] (1) 本補助金は核燃料等取扱税の一部を原資としている。 (2) 補助期間は令和 2 年度～令和 6 年度（5 年間）である。 (3) 経費負担割合は基本的に県 10/10 であるが，定額交付であるため，交付額以上の事業を行う場合には市町村負担を伴う。</p>					